

令和8年度 第1回山形市男女共同参画センター運営委員会

令和8年5月29日（金） 午後2時00分～3時30分

山形市男女共同参画センター5階 視聴覚室

次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 企画調整部長あいさつ

4 委員自己紹介・職員紹介

5 正・副委員長の選任

6 正・副委員長のあいさつ

7 議 事

（1）報告

①令和7年度事業報告について 資料1「年報ファースト」

②公共施設予約システムの運用開始について 資料2

（2）協議

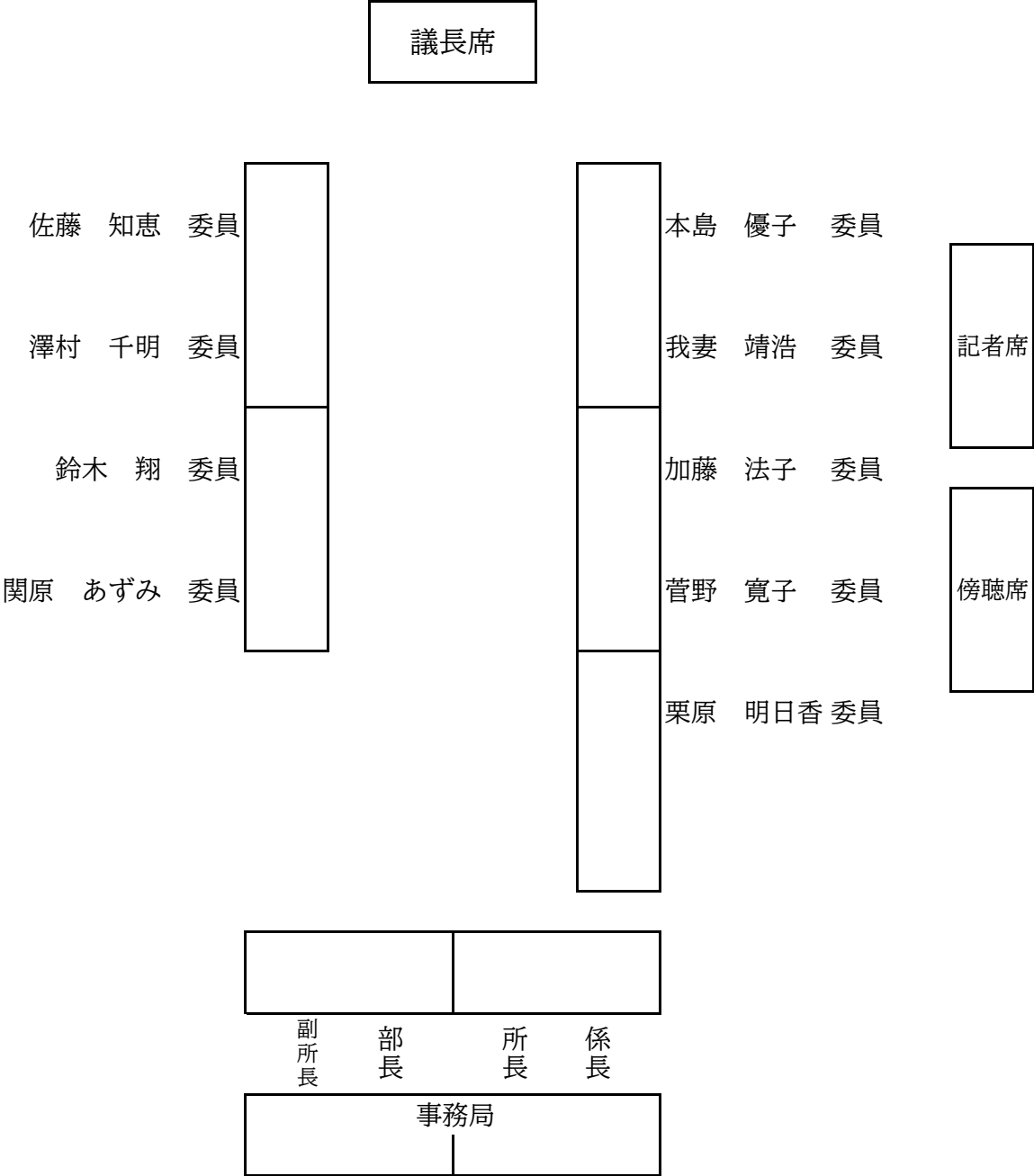
令和8年度事業計画について 資料3

8 その他

7 閉 会

令和8年度 第1回山形市男女共同参画センター運営委員会 席次

日時：令和8年5月29日（水） 午後2時～3時30分
場所：男女共同参画センター 5階視聴覚室



→ 出入口

令和8年度山形市男女共同参画センター運営委員会委員名簿

(任期：令和8年4月1日～令和10年3月31日)

選出分野	フリガナ 氏名	所属等	備考
知識経験を有する者	モトシマ ユウコ 本島 優子	山形大学准教授	1期
	ワガツマ ヤスヒロ 我妻 靖浩	山形市小学校長会 山形市立南小学校長	1期
各種団体の代表者等	イガラシ タケヒロ 五十嵐 健裕	やまがたイグメン共和国 大統領	4期
	カトウ ノリコ 加藤 法子	山形県行政書士会山形支部 会員	1期
	カンノ ヒロコ 菅野 寛子	山形市女性団体連絡協議会 幹事 Women's Campus山形 3期生	1期
	クリハラ アスカ 栗原 明日香	Women's Campus山形 3期生	1期
	サトウ チエ 佐藤 知恵	ファースト使用登録団体 (ガールスカウト山形県連盟 山形市協議会 代表)	2期
	サワムラ チアキ 澤村 千明	ファースト使用登録団体 (山形ママコミュニティmama*jam 副代表)	1期
	スズキ ショウ 鈴木 翔	山形商工会議所青年部 会務理事	1期
	セキハラ アズミ 関原 あずみ	Women's Campus山形 2期生	2期
	タカセ ケンジ 高瀬 謙治	社会福祉法人山形市社会福祉協議会 常務理事	3期

<令和8年度山形市企画調整部男女共同参画センター職員名簿>

企画調整部長	奥山 泰子
所長	遠藤 朋宏
副所長	風間 るみ
参画推進係 係長	大石 唯
参画推進係 主査	後藤 優子
参画推進係 主査	増川 翔
運営事務員	山本 まり子
運営事務員	沼沢 理子
運営事務員	鈴木 祐美子
運営事務員	佐藤 友美
運営事務員	東海林 理子

年報・ファース

令和7年度



ファース “Fala” とは Female（女性）と ala（翼）を組み合わせた造語です

山形市男女共同参画センター・ファース

はじめに

山形市男女共同参画センター「ファース」は、平成8年2月に女性センターとして開館し、市民の男女共同参画社会づくりの活動を支援しながら、さまざまな事業を展開してまいりました。

平成15年4月に、施設の名称を女性センターから現名称に変更、平成24年度からは、定住自立圏構想連携事業により、上山市・天童市・山辺町・中山町の住民の方も利用できるようになり、利用対象者を拡大しました。

さらに、平成25年4月施行の山形市男女共同参画推進条例において、当センターを山形市の男女共同参画を推進する拠点施設として位置付けております。

そして、平成29年4月からは、男女共同参画課と男女共同参画センターを統合し、拠点を男女共同参画センターに集約、センター機能と男女共同参画施策の推進体制強化を図っております。

令和元年度には山形市が中核市へ移行、令和2年度には、連携中枢都市圏連携事業により、村山地域の住民の方も利用できるように利用対象者を拡大し、中核市として周辺自治体との連携を強化しております。

今後とも、市民の皆様はじめ関係機関の方々には、さらなるご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ここに令和7年度の事業概要をまとめましたので、ご高覧いただき、ご指導いただければ幸いです。

も く じ

男女共同参画センターの概要	1
施設の概要	2
令和7年度事業概要	3
令和7年度事業	
1 公民連携による女性人材育成事業	4
2 学習事業	6
3 男女共同参画宣言都市事業	11
4 広報事業	11
5 市民活動支援事業	12
6 相談事業	12
7 情報収集提供事業	14
8 交流事業	14
9 その他	14
令和7年度利用状況	17
資料	19
山形市男女共同参画推進条例	20
山形市男女共同参画センター条例	24
山形市男女共同参画センター条例施行規則	26
山形市男女共同参画センター運営委員会要項	29

男女共同参画センターの概要

- 1 目的 男女共同参画に関する各種の施策を展開する拠点施設として、男女がともにその能力を十分に発揮できる環境づくりを推進し、男女共同参画社会の形成に資する。
- 2 施設名称 山形市男女共同参画センター（愛称：ファール）
- 3 開 館 平成8年2月
- 4 所 在 地 山形市城西町二丁目2番22号
- 5 構 造 等 鉄筋鉄骨5階建 【4・5階部分（1～3階：山形市社会福祉協議会）】
- 6 延床面積 1,136.48㎡（建物全体：7,478㎡ 敷地：10,600㎡）
- 7 建 設 費 約5億2千8百万円（建物全体：34億7千7百万円）
- 8 施設内容
 学習機能：会議室、保育室、ワーク室、研修室1、研修室2、視聴覚室、親子観覧室
 交流機能：交流コーナー、団体ロッカー、メールボックス
 相談機能：相談ロビー、相談室
 情報機能：情報コーナー
 総合機能：リフレッシュコーナー、事務室
- 9 開館時間 午前9時から午後10時
- 10 休 館 日 祝日（振替休日を含む）及び年末年始（12月29日～1月3日）
- 11 組 織 企画調整部 男女共同参画センター
 （所長1名・副所長1名・職員3名・会計年度任用職員5名 計10名）

12 沿 革	年月	施設名称	組織	職員数
	平成8年2月	女性センター		
	平成8年4月		福祉部 女性青少年課 女性センター	7名
	平成9年4月		市民生活部 女性青少年課 女性センター	6名
	平成13年4月		企画調整部 男女共同参画課 女性センター	5名
	平成15年4月	男女共同参画センター	企画調整部 男女共同参画課 男女共同参画センター	
	平成29年4月		企画調整部 男女共同参画センター	9名
	令和4年4月～			10名

施設の概要

室名		面積	概要
4階	交流コーナー	226.93 m ²	オープンフロアで、ちょっとした打合せや会議、待ち合わせに予約なしでどなたでも気軽に自由に利用できる。 登録団体が活動拠点として利用できるように、専用のメールボックス（72 団体分）を設置している。
	情報コーナー		オープンフロアで、男女共同参画に関する図書・行政資料・雑誌・新聞の閲覧や図書・ビデオ等の貸出の利用ができる。 自主学习スペースとして開放している。
	会議室 （定員 10 名）	18.00 m ²	グループ・団体が男女共同参画に関する学習、打合せ等ができる小さな会議室。
	保育室 （定員 10 名）	37.20 m ²	センター主催の講演会開催時などの一時保育や、グループ・団体がセンターを利用する場合の保育に使用。 保育室として使用していない時は、会議室として使用できる。
	ワーク室	13.50 m ²	印刷機・裁断機・作業台等があり、登録団体は、機関紙や会報等の作成に活用できる。
	団体ロッカー	19.16 m ²	登録団体専用ロッカー（72 団体分）を設置。
	リフレッシュコーナー	24.13 m ²	自動販売機が設置してある。
	相談室	50.76 m ²	一般相談、専門相談に応じる。
	事務室	60.90 m ²	
計		619.44 m ²	WC42.90 m ² 、更衣室 6.31 m ² 、倉庫 22.82 m ² 、機械室 22.82 m ² 含む
5階	研修室 1 （定員 24 名）	56.90 m ²	男女共同参画に関する活動を行うグループ・団体の使用に適した中規模の部屋。
	研修室 2 （定員 36 名）	140.03 m ²	講演会、講座、シンポジウム等の開催に適している。 センター主催の事業やグループ・団体が男女共同参画に関する自主的活動に使用。 A V 機器、視聴覚機材を備え、多目的な利用に対応する。
	視聴覚室 （定員 48 名）		
	※研修室 2 と視聴覚室は、通常、間仕切りを外して一部屋として使用。 （定員 84 名）		
	親子観覧室	11.06 m ²	子ども連れでも安心して観覧できる親子席。
計		517.04 m ²	ロビー157.09 m ² 、WC42.90 m ² 、倉庫 14.69 m ² 、機械室 24.47 m ² 含む
延面積		1,136.48 m ²	

令和 7 年度事業概要

令和 7 年度は、山形市男女共同参画センター条例第 3 条により、下記の事業を実施した。

事業	主 な 内 容
1 公民連携による 女性人材育成事業	(1) 女性リーダー育成事業 (2) G i r l u p ! ミライ×わたし スタートアッププロジェクト (3) 令和 4 ～ 6 年度参加者への継続支援
2 学 習 事 業	(1) 自主企画講座事業 (2) 出前講座事業 (3) ファーラ市民企画講座事業 (4) 自主学習支援
3 男女共同参画宣言 都市事業	(1) 「男女共同参画週間」関連事業 (2) 男女共同参画に関する「一行詩」
4 広 報 事 業	(1) 情報紙「ファーラ」発行 (2) 市公式ホームページ等による広報 (3) 男女共同参画センターInstagram による情報発信
5 市民活動支援事業	(1) 貸館事業 (2) ファーラ市民企画講座事業（再掲）
6 相 談 事 業	(1) 一般相談 (2) 法律相談 (3) 女性の健康相談（女性の思春期から更年期までの相談） (4) 女性の権利 1 1 0 番
7 情報収集提供事業	(1) 図書、他自治体の男女共同参画施設等の情報収集・提供
8 交 流 事 業	(1) 交流コーナーの開放
9 そ の 他	(1) 小・中学生向け男女共同参画学習資料の配付 (2) D V 防止及び支援対策 (3) 生理用品配付事業 (4) 連携中枢都市圏連携事業 (5) 性の多様性に関する理解促進事業 (6) 職場体験学習・インターンシップ受入 (7) 山形市男女共同参画センター運営委員会の開催 (8) 次期男女共同参画プラン策定に向けた取組

令和7年度事業

1 公民連携による女性人材育成事業「まち、わたし、きらめくWomen's Campus山形」

企業・地域で活躍する女性リーダーの育成と若年女性の地元定着を進め、“女性が輝くまち山形”の実現に向けた取組を推進

(1) 女性リーダー育成事業

企業からの派遣等により参加した20名の女性社員が、自身のキャリア形成についてじっくりと向き合い、より良い未来へとつなげるきっかけづくりとし、リーダーとしての資質やマネジメント能力向上を目指したプログラム

【講師】㈱グローバルインサイツ 芦田 恵美子 氏（元資生堂副CPO）

	日時	場所	内容	参加者
1	8月21日(木) 14:00～17:00	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	『自分の価値観を考える』 自分自身の価値観を深く見つめ直すことで、「大切にしたいこと」や「人生や仕事の判断軸」について改めて考える。	17名
2	9月18日(木) 14:00～17:00	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	『リーダーシップを考える』 「リーダーシップ」と「マネジメント」の違いについてグループディスカッションを行い、考えを共有した後、リーダーシップにはさまざまな形があり、対象や状況に応じて使い分けることを学ぶ。	15名
3	10月16日(木) 14:00～17:00	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	『セルフマネジメントを考える』『ビューティーセッション』 インテンション・リザルトマップを用いて自身の状況を分析し、望む結果に向けたプロセスを考える。あわせて、ビューティーセッションを通じ、セルフブランディングが自分らしさを表現する有効な手段であることを学ぶ。	14名
4	11月13日(木) 14:00～17:00	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	『自分の貢献（キャリアビジョン）を考える』 キャリアビジョンをテーマに、価値観や将来像を整理。ステートメント共有や講話、Q&Aを通じて、気づきや学びを深める。	13名

(2) Girl up! ミライ×わたしスタートアッププロジェクト

公募により参加した女子高校生13名が「働くこと」や「地元企業」を身近に感じ、山形の良さを知るとともに、自分らしいキャリアを考えるきっかけづくりを目的としたワークショップ

	日時	場所	内容	参加者
1	7月5日(土) 14:00～17:00	消費生活セン ター 研修室A・B	『自分らしい未来って、どうつくる？ ～「働く」ってどういうこと？／“今のわたし”を見つめてみよう～』 ・自己分析やキャリア形成についての対話型ワークショップ 【講師】㈱キャリアクリエイティブ 田中 麻衣子 氏	12名
2	7月31日(木) 9:00～17:00	市内	『若手女性社員のリアルボイスを聞く！』 ・働き方のリアルを体感する地元企業訪問・若手女性社員との交流 【訪問先】リコージャパン㈱山形支社、㈱ジョイン、ミクロン精密㈱	10名
3	8月16日(木) 14:00～17:00	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	『“わたしの未来”を描いてみよう』 ・理想の未来と社会とのつながりを考えるワーク	8名
4	9月20日(土) 14:00～17:00	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	『トップと語ろう！』 社会の第一線で活躍するリーダーとの意見交換。「リーダーシップ」「働くこと」「女性の生き方」等を学び、今後の生き方やキャリア形成につなげる 【講師】㈱グローバルインサイツ 芦田 恵美子 氏、井上貴至山形市副市長	13名

(3) 令和4～6年度参加者グループ継続支援

これまで得られた成果等をさらに深掘りするなどし、継続して課題解決に取り組んだ。

	グループ名	日時	場所	内容	参加者
1	TeNenTo	—	—	山形で活躍する女性リーダーを紹介する「未来を切り拓く女性たちの輝きと挑戦」と題したパネル展	— 名
2	山形の魅力発見プロジェクト	—	—	インフルエンサーの声を通して若者に届ける山形の未来	— 名
3	くるみ	9月6日(土) 13:00～15:30	UNITE CAFE	女性の自己肯定感向上、ライフステージの変化への適応、結婚後のセルフイメージの確立を目指すワークショップ	11 名
4	YMFR	11月9日(日) 13:00～15:00	ビーエイトサロン	男性が女性との出会いの場やデートに出掛ける際の服装コーデの提案	9 名
5	食を知り食を楽しむワークショップ こめラボ	11月16日(日) 14:00～16:00	シェルターインクルーシブプレイス コパル	ママを笑顔に！パパと飾り巻き寿司を作ってみよう	26 名
6	KUKKA MYSA	12月14日(日) 15日(月) 各日 10:00～12:00	男女共同参画センター 5F視聴覚室	ママと子供が一緒に安心して楽しめる「居場所」作り ママと子供がそれぞれ心から楽しめる「自分時間」作り	12 名
7	夢叶プロジェクト	1月8日(木) 13:00～15:30	やまがたクリエイティブシティセンター Q1	大人のための夢発見と自己実現ワークショップ	12 名
8	ラブマチ yamagata	1月17日(土) 00:00～00:00	おやど「森の音」	少人数での婚活イベント（よりマッチング率を高める）	8 名

(4) ミートアップ・交流会

女性の活躍や地域の課題などに取り組むグループによる活動発表会を開催しました。発表後には参加者同士で交流する時間も設け、地域で活動する仲間同士がつながる有意義な機会となりました

日時	場所	内容	参加者
2月4日(土) 15:00～17:00	男女共同参画センター 5F視聴覚室	・今年度活動した8グループによる活動発表 【講評者】榎あいだ 成澤 朗人 氏、井上貴至山形市副市長 ・発表者と聴講者による交流。地域で活動する仲間とつながるきっかけづくりと新たなアイデアや交流の輪を広げる	31 名

2 学習事業

男性も女性も互いに協力し、あらゆる分野に参画していくことの重要性を自覚するよう、男女共同参画意識を啓発するため、学習の機会を提供した。また、自主学習の支援のため、情報コーナーを開放した。

(1) 男女共同参画センター自主企画講座 9講座 17回

「女性に対する暴力をなくす運動」啓発講座

11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」啓発の一環として、犯罪に巻き込まれないためにできることを学ぶ。

	日時	場所	内容	講師	受講者	
1	1月24日(土) 10:00～11:30	男女共同参画センター 5F視聴覚室	知って備えよう！女性や子どものための防犯レッスン ～プロから教わる防犯術～	山形警察署 生活安全第二課 課長 畠山 紘司 氏 企画調整官 田中 恵美 氏	女 8名 男 3名	11名

イクメン・イクジイ講座

家庭内における男性のさらなる家事・育児等への参加を促し、一人ひとり性別にかかわらず望む生き方・働き方(ワーク・ライフ・バランス)が実現できる社会を目指す。

	日時	場所	内容	講師	受講者	
1	11月1日(土) 10:00～11:30	総合福祉センター 1F体育ホール	パパ・おじいちゃん！からだであそぼう！ ～ふれあい運動タイム～	OYAKO Fit 指導者 細谷 徹 氏	父 8名 子 8名	8組 16名
2	12月6日(土) 13:30～15:30	男女共同参画センター 5F視聴覚室	親子モノづくり工房 やまがたの木を使ったクリスマスツリーづくり	家具工房モク・木の家具ギャラリー 渡邊 英木 氏	父 10名 祖父 12名 子 12名	10組 22名
3	2月7日(土) 10:00～11:30	総合福祉センター 1F体育ホール	親子かけっこ講座 走り方のコツを学ぼう ～親子で楽しく“速くなる”ひみつを体験！～	山形市男女共同参画センター 主幹 大石 唯	父 6名 祖父 9名 子 9名	6組 15名
4	3月7日(土) 10:00～11:30	男女共同参画センター 5F視聴覚室	和菓子職人体験 ～お父さん・おじいちゃんと一緒に～	乃し梅本舗佐藤屋 八代目 佐藤 慎太郎 氏	父 14名 祖父 19名 子 19名	14組 33名

エンパワーメント講座

個人が自分自身の力で問題や課題を解決できるよう、自身の意識・能力を高めるための知識・技能を学ぶ。

	日時	場所	内容	講師	受講者	
1	9月27日(土) 10:00～12:00	男女共同参画センター 5F視聴覚室	描いてみよう♡ こころ安らぐアートな筆文字	SmileAssist ゆみん 氏	女 20名 男 0名	20名
2	11月9日(土) 14:00～16:00	男女共同参画センター 5F視聴覚室	コーヒーを学ぶ 【J.C.Q.A認定コーヒーインストラクター3級認定講座】	J.C.Q.A認定コーヒーインストラクター1級 赤塚 宏之 氏	女 6名 男 7名	13名
3	2月21日(土) 14:00～16:00	男女共同参画センター 5F視聴覚室			女 12名 男 5名	17名
4	3月16日(水) 13:30～15:00	男女共同参画センター 5F視聴覚室	誰もが尊重される社会へ ～ハラスメントは人権侵害です～	山形県人権擁護委員連合会会長 弁護士 村山 永 氏 山形県弁護士会所属 村山永法律事務所	26名 女 うちオンライン 8名 17名 男 うちオンライン 9名	43名 うちオンライン 17名

健康講座

女性も男性も人生の各段階に応じた適切な健康の保持増進ができるように支援する。

	日時	場所	内容	講師	受講者	
1	8月6日(水) 10:00～13:00	霞城公民館 2F調理実習室	親子で学んで作ろう 夏野菜カレー！	山形市健康増進課 主査 本間 友恵（管理栄養士）	女 5名 男 3名	4組 8名
2	第1回 9月14日(日) 10:00～11:30	総合福祉センター 1F体育ホール	呼吸と動きのアート ～ピラティス&ヨガストレッチ～	フィットネスインストラクター 小林 恵理子 氏	第1回 女 21名 男 2名	23名
	第2回 9月28日(日) 10:00～11:30				第2回 女 22名 男 2名	24名
3	10月4日(土) 14:30～16:00	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	おくすりイヤイヤ、どうしてる？薬 剤師の子育て応援講座 ～おくすりもグッズも、上手に使う！～	みつばち薬局 薬剤師 今井 隆裕 氏	4名 女 うちわイン 1名 男 2名	6名 うちわイン 1名

性の多様性に関する理解促進講座

社会の理解が十分に得られていない多様な性のあり方について、当事者への偏見や差別を解消するため、性の多様性について理解促進を図る。

1	3月8日(日) 10:30～11:30	市立図書館 2F集会室	こどもの「好き」をたいせつに！ 絵本を通して考えてみよう	子どもの本の翻訳家 横山 和江 氏	10名 女 うち子ども 4名 男 うち子ども 2名	14名 うち子ども 6名
---	------------------------	----------------	---------------------------------	----------------------	---------------------------------------	--------------------

男女共同参画講座

女性も男性も性別にかかわらず自分らしく生きるために必要な知識や知恵を習得する。

	日時	場所	内容	講師	受講者	
1	10月25日(土) 第1部 11:00～11:40 第2部 12:50～13:30	総合福祉センター 1F交流ロビー	笑いは宝！落語で笑顔あふれるまちに	宝笑亭姉妹 宝笑亭 熊水 氏 宝笑亭 卯さ銀 氏	第1部 30名 第2部 30名	60名
2	11月22日(土) 10:00～12:00	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	キャンドルテラリウム ～ガラスの器に冬の景色を作ろう～	風の呼 佐藤 絵里子 氏	女 9名 男 1名	10名

男女共同参画週間・女性学講座

男女共同参画週間に合わせ、男女共同参画意識の啓発やファールの周知を図る。また、ジェンダーについての理解を深め、一人ひとり性別にかかわらず自分らしい生き方ができるように支援する。

	日時	場所	内容	講師	受講者	
1	7月19日(土) 14:00～16:00	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	世界から見たジェンダー平等社会 ～日本が抱える課題とその解決に向けて～	元国連機関職員 宮負 こう 氏	22名 女 うちわイン 4名 男 うちわイン 1名	32名 うちわイン 5名

防災講座

男女共同参画の視点からの防災・災害対応に関する情報を提供するとともに、防災分野における男女共同参画を推進する。

	日時	場所	内容	講師	受講者	
1	8月30日(土) 10:00～12:00	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	～大切な命を守るため～いざという 時に役立つ防災と応急手当	山形県防災士会 防災士・応急手当指導員 鈴木 美香 氏	女 9名 男 6名	15名

育児サークル交流研修会

育児サークルの研修及び情報交換により、効果的なサークル活動に役立てる。
(特定認定NPO法人やまがた育児サークルランド共催)

	日時	場所	内容	講師	受講者	
1	11月10日(月) 10:00～12:00	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	子どもを守る愛の火災予防	一般社団法人 火災予防のONE LOVE 代表理事 渡邊 航生 氏	女 4名 男 0名	4名

(2) 出前講座 2講座 22回 小・中学生向け出前講座

小・中学生を対象に「いのち」の大切さについて学ぶ出前講座を行い、健全な心を育て、自殺や暴力防止を図る。

	日時	場所	内容	講師	受講者
1	9月25日(木) 13:30～14:30	山形市立 第二中学校	成長する思春期のころ	山形県立保健医療大学 教授 菊地 圭子 氏	3年生 154名
2	10月28日(火) 10:40～11:25	山形市立 第四小学校	いのちの安全教育 自分と相手の「心・体・言葉の境界線」	山形県立保健医療大学 教授 菊地 圭子 氏	3・4年生 65名
3	11月14日(金) 13:20～14:20	山形市立 西山形小学校	第二性徴、いのちの誕生	マミーズルーム 助産師 荒井 眞智子 氏	4～6年生 28名
4	11月26日(水) 10:45～11:30	山形市立 楯山小学校	赤ちゃんから学ぶ 友達との付き合い方、自分の命の守り方	山形県立保健医療大学 教授 菊地 圭子 氏	5年生 32名
5	12月2日(火) 11:00～12:00	山形市立 鈴川小学校	おなかの赤ちゃん、赤ちゃん誕生	助産師 横尾 真琴 氏	2年生 77名
6	12月10日(水) 10:55～11:45	山形市立 蔵王第一中学校	自分を知ろう！ いのちの日に学ぶ中学生のための思春期講座	山形県立保健医療大学 教授 菊地 圭子 氏	全学年 300名
7	12月17日(水) 13:45～14:30	山形市立 みはらしの丘 小学校	命のはじまり・赤ちゃん誕生	助産師 山田 富士子 氏	2年生 77名
8	1月13日(火) 9:40～10:25	山形市立 東沢小学校	・自分の体・友達の体を大切にすること ・相手を思いやる言葉や行動 ・これからの心と体の変化や成長	助産師 山田 富士子 氏	3・4年生 50名
9	1月26日(月) 13:50～14:50	山形市立 南山形小学校	男女の第二性徴や心の成長	マミーズルーム 助産師 荒井 眞智子 氏	4年生 65名
10	1月28日(水) 10:50～11:40	山形市立 千歳小学校	いのちの教育(赤ちゃん誕生・命の大切さ)	山形県立保健医療大学 教授 菊地 圭子 氏	2年生 60名

事業所向け出前講座

企業や事務所を対象にワーク・ライフ・バランスやDX推進に関する出前講座を行い、男女共同参画意識の啓発を図る。

	日時	場所（派遣依頼団体）	内容	講師	受講者
1	6月7日(土) 15:00～16:30	東洋設備工業株式会社	ワーク・ライフ・バランス	ライフスタイルクリエイター 安孫子 ゆみえ 氏	社員 11 名
2	7月12日(土) 16:00～17:00	東北労働金庫山形県本部	カスハラに発展させないためのクレーム・苦情対応の基本	三井住友海上 MS&AD経営サポートセンター 経営リスクアドバイザー 竹内 靖人 氏	職員 27 名
3	7月16日(水) 16:00～17:30	山形信用金庫	中堅職員に求められるコミュニケーションスキル・指導力向上研修	特定社会保険労務士 楠本 香織 氏	職員 29 名
4	7月17日(木) 14:00～15:30	サンコー食品株式会社	初級管理者向けマネジメント研修	産業カウンセラー 斉藤 ひろ美 氏	社員 14 名
5	7月25日(金) 17:15～18:15	山形工業団地組合	世代間のギャップ対処法	産業カウンセラー 斉藤 ひろ美 氏	組合員 23 名
6	9月30日(火) 13:30～15:00	ヤマガタエンジニアリング株式会社	管理職向けのハラスメント研修	特定社会保険労務士 太田 佳代 氏	社員 24 名
7	10月10日(金) 10:30～11:30	税理士法人ピアツープア	それぞれの立場で学ぶハラスメント判断に迷うグレーゾーンを考える	産業カウンセラー 斉藤 ひろ美 氏	社員 11 名
8	10月15日(火) 14:00～15:30	社会医療法人二本松会 山形さくら町病院	「メンタルヘルス研修会」～風通しの良い職場環境を作るためのコミュニケーション術～	ライフスタイルクリエイター 安孫子 ゆみえ 氏	職員 29 名
9	10月22日(水) 14:00～15:30	社会福祉法人 友愛会	指導監督職(主任以上)研修 「信頼を育てる伝え方」	産業カウンセラー 斉藤 ひろ美 氏	職員 8 名
10	11月5日(水) 10:30～12:00	東ソー・スペシャルティマテリアル株式会社	パワーハラスメント防止のためのリスク管理方法	社会保険労務士 森岡 史子 氏	社員 22 名
11	1月24日(土) 14:10～15:40	山形県放射線技師会	ハラスメント	社会保険労務士 森岡 史子 氏	職員 10 名
12	1月27日(火) 14:00～15:30	杉の子クラブ	誰もが気持ち良く働ける職場環境づくり	ライフスタイルクリエイター 安孫子 ゆみえ 氏	職員 17 名

（３）ファーラ市民企画講座事業 ２団体 ３回

男女共同参画社会の形成に役立つ内容で、かつ、広く市民を対象とした講座（事業経費５万円以内で実施可能な講座）を市民団体より公募を行い、その事業経費を支援した。

実施団体：山形大学月山マイスターの会

女性の視点から月山の魅力を伝えるとともに、女性月山マイスターの活動の幅を広げつつ、活動への関心とより多くの月山マイスター挑戦意欲を高め、豊かな生涯学習を通し社会参加活動への参加を促す。

	日時	場所	内容	講師	受講者	
1	11月30日(日) 13:00～15:40	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	山形大学月山マイスターの講座	山形大学理学部 教授 横山 潤 氏 NPO法人エコプロ 近田 郁子 氏	女 19 名 男 23 名	42 名
2	12月7日(日) 13:00～15:10	男女共同参画 センター 5F視聴覚室		山形大学月山マイスター 板垣 光昭 氏 T・K Friends 大沼 香 氏	女 13 名 男 26 名	39 名

実施団体：ヤマガタ防災・減災Action！

防災・減災を自分事と捉え、自助に活かす方法や共助への参画を体験的に学び・考える。また、バックキャストで事前防災を考え、備える市民が増え、さらに、災害時の男女共同参画の視点は日常の課題解決にあることを知る。

	日時	場所	内容	講師	受講者	
1	2月27日(金) 18:30～20:00	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	被災地からの声 ～フェイズフリーな防災・減災アク ションへ～	実施団体	女 9 名 男 0 名	9 名

（４）自主学習支援

情報コーナーを自主学習スペースとして市民に開放
交流コーナー利用者と合わせ、5,941名が利用

3 男女共同参画宣言都市事業

(1) 男女共同参画週間関連事業

男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画週間（毎年6月23日～29日）に合わせ、男女共同参画に関する展示などによる啓発等を実施した。

①男女共同参画に関するパネル展示

会場：市庁舎1階エントランスホール、男女共同参画センター4階

内容：男女共同参画に関する「一行詩」入賞作品、パネル「男女共同参画早わかり」等

②男女共同参画週間に関連した講座の開催（再掲）

※詳細は、P.7参照

③女性の権利110番（共催：山形県弁護士会）

日時	令和7年6月27日（金）午後1時30分～3時30分
会場	男女共同参画センター4階
相談員	県弁護士会所属弁護士4名
相談方法	面接・電話
相談件数	4件（面接1件、電話3件）

(2) 男女共同参画に関する「一行詩」

日頃感じる男女共同参画の一コマや、男女共同参画に対する思いが伝わるもの、多様な性への理解促進に繋がるものをテーマとした一行詩を募集。作品を通し、男女共同参画意識の醸成を高めた。

※一行詩とは、短い言葉で綴った自由な形式の詩のことです。

募集期間	令和7年7月14日（月）～9月30日（火）
応募総数	大学・一般の部：6作品 中学・高校の部：515作品
審査会 （中学・高校の部のみ）	令和7年12月開催 （審査員）山形市男女共同参画審議会委員
入賞数	中学・高校の部：16作品（最優秀1、優秀3、入選10、佳作2）
表彰	入賞者には学校を通し賞状を授与
作品の周知	入賞作品を含む全作品を市ホームページなどに掲載

4 広報事業

(1) 情報報「ファース」発行

情報紙編集協力員2名の編集により、男女共同参画センター情報紙「ファース」第65号を発行した。（部数：3,600部、仕様：A4判・ページ）

(2) 市公式ホームページ等による広報

①各種事業開催案内・お知らせ等を市公式ホームページや広報やまがた等に随時掲載

②働きやすい職場づくりのための啓発【広報やまがた「未来をひらく人と企業」】

発行号		掲載企業	担当課
令和7年度	4月1日号	おふろCafé yusa	男女共同参画センター
	6月1日号	株式会社スティーブアスタリスク	働きやすさ追求室
	8月1日号	山形酸素株式会社	男女共同参画センター
	10月1日号	有限会社江口産業	働きやすさ追求室
	12月1日号	トヨタカローラ山形株式会社	男女共同参画センター
	2月1日号	日本地下水開発株式会社	働きやすさ追求室

(3) 男女共同参画センターInstagramによる情報発信

令和7年4月に公式 Instagram を開設し、各種事業やお知らせを発信した。

5 市民活動支援事業

(1) 貸館事業

男女共同参画のまちづくりを目指し、自主的に活動する団体に対して、無料で貸室を実施した。
 なお、センターを拠点として活動する使用団体登録数は109団体であった。

(2) ファーラ市民企画講座事業（再掲）

※詳細は、P.10参照

6 相談事業

(1) 通年実施

相談名	開催日	相談員
①一般相談	休館日及び12/27～1/4を除く毎日 (週27時間)	女性カウンセラー
②法律相談	月3回(第2～4水曜日 午後4時10分～6時)	山形県弁護士会所属 弁護士
③女性の健康相談 (思春期から更年期まで)	随時	助産師

① 一般相談

相談者数および相談件数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談者数 (人)	男	4	4	5	5	3	4	4	6	6	6	6	3	56
	女	25	15	20	24	19	21	23	25	42	16	20	27	277
	計	29	19	25	29	22	25	27	31	48	22	26	30	333
うちDV相談		5	2	2	2	2	4	3	4	5	3	5	0	37
相談件数(件)		49	37	43	46	41	42	46	49	48	41	37	48	527

相談者の年代

20代 6.0% 20人	30代 17.1% 57人	40代 22.6% 75人	50代 20.4% 68人	60代 18.6% 62人	70代 11.7% 39人
10代・不明 0.6% 2人					
80代 3.0% 10人					

相談内容

生き方(心の健康)	家族(夫婦)	家族(親子)	家族(その他)			
37.8%	29.9%	15.3%	8.3%			
109人	86人	44人	24人			

その他	4.2%	12人	
人間関係	2.8%	8人	
金銭・財産	1.0%	3人	
男女関係	0.7%	2人	

② 法律相談

相談者数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談者数 (人)	男	4	3	6	4	5	6	4	3	4	6	5	3	53
	女	7	7	6	8	7	6	7	7	8	6	5	8	82
	計	11	10	12	12	12	12	11	10	12	12	10	11	135
うちDV相談		1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	3

相談者の年代

20代 5.2% 7人	30代 20.8% 28人	40代 17.8% 24人	50代 23.0% 31人	60代 17.8% 24人	70代 8.1% 11人	80代 5.9% 8人
10代 0.7% 1人			不明 0.7% 1人			

相談内容

離婚 19.3% 26人	相続 17.0% 23人	損害賠償一般 9.6% 13人	夫婦関係 7.4% 10人	金銭一般 7.4% 10人	その他 5.9% 8人	家事一般 5.2% 7人	相続関係 5.2% 7人	消費者問題 5.2% 7人													
夫婦外男女関係 3.7% 5人																					
貸金・保証 3.0% 4人																					
労働 3.0% 4人																					
借地・借家 2.2% 3人																					
刑事 2.2% 3人																					
交通事故 1.5% 2人																					
医療事故 1.5% 2人																					
サラ金 0.7% 1人																					

③ 女性の健康相談（女性の思春期から更年期までの相談）

相談件数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	(件)	3	4	3	2	3	2	2	3	2	2	2	2	30

相談者の年代

20代 6.7% 2人	30代 80.0% 24人	40代 3.3% 1人	50代 10.0% 3人
-------------------	---------------------	-------------------	--------------------

その他の年代 0人

(2) 女性の権利110番（再掲）

※詳細は、P. 11 参照

7 情報収集提供事業

男女共同参画社会の形成に資する図書、DVD及び他市町村の行政機関、男女共同参画施設等の情報資料を収集するとともに、センター利用者に提供した。

令和7年度の図書貸出等の利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
図書等貸出 カード発行枚数	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1
累計	2	3	3	4	4	4	4	4	4	4	5	6
図書貸出人数	7	6	5	4	2	2	5	6	6	4	7	5
累計	7	13	18	22	24	26	31	37	43	47	54	59
図書貸出冊数	10	16	13	5	3	2	11	9	7	7	9	11
累計	10	26	39	44	47	49	60	69	76	83	92	103
蔵書冊数	5,159	5,163	5,166	5,174	5,184	5,188	5,191	5,196	5,173	5,177	5,180	5,136

※参考 前年度3月末蔵書総数 5,156 冊

※令和7年度追加分 47 冊 令和7年度廃棄分 67 冊

8 交流事業

交流コーナーを市民に開放した。

学習コーナー利用者と合わせ、5,941名が利用した。

9 その他

(1) 小・中学生向け男女共同参画学習資料の配付

男女共同参画学習資料「きらりかがやいて」は、小学生を対象に男女共同参画に関する認識と自覚を高める目的で、平成14年3月に作成した。

その後、社会動向の変化に対応するため、また、山形市がめざす「男女共同参画社会」の実現にむけて、性別にとらわれずに、一人の人間として尊重され、個性と能力が活かされる豊かな社会づくりを進めるために、平成23年度、令和5年度にそれぞれ改訂した

①配付対象：小学1年生・4年生、中学1年生

②発行部数

小学1年生	2,600部
小学4年生	2,600部
中学1年生	2,600部

③活用状況（アンケート調査結果）

活用場面	小学1年生	小学4年生	中学1年生
「きらり かがやいて」のみで授業を行った	35%	22%	31%
授業以外（朝の会など）で活用した	35%	33%	6%
配布のみ	30%	45%	63%

(2) DV防止及び支援対策

①「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～25日)関連事業

市内高校・専門学校・大学等にDV防止リーフレットとデートDV相談窓口カード入りポケットティッシュの配付
市職員管理職によるパープルリボン着用
山形市女性団体連絡協議会会員によるデートDV相談窓口カード入りポケットティッシュの配付 【実施日・場所：11月13日(水) 山形駅東西自由通路】
DV防止啓発パネル展示 道の駅やまがた蔵王 樹氷ホール【11月17日(月)～20日(木)】 男女共同参画センター4・5階

②DV防止講座の開催(再掲)

※詳細はP. 6 参照

③市役所内相談窓口担当者研修会の開催

DV被害者等から相談を受ける市職員の資質向上のため、専門家による研修会を実施した。

日時	場所	内容	講師	受講者
1月7日(水)	市役所 11F 大会議室	DVや性犯罪等に関する現状・事例検討(グループワーク)	公社)やまがた被害者支援センター 犯罪被害者相談員・公認心理師 片山 枝美 氏	29所属 35名

(3) 生理用品の無償配付

対象者	経済的な理由などで生理用品の購入が困難な市内在住の女性
配付方法	男女共同参画センター窓口への申し出により配付
配付実績	121件

(4) 連携中枢都市圏連携事業

村山地域7市7町による圏域全体における男女共同参画意識の高揚に向け、啓発の充実を図るとともに、広域的活用拠点として、男女共同参画センターの利用を促進した。

①センター利用状況

	寒河江市	上市市	村山市	天童市	東根市	尾花沢市	山辺町	中山町	河北町	西川町	朝日町	大江町	大石田町	合計
登録団体数(新規)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
講座受講者数	5	3	6	6	4	1	1	5	1	0	0	1	0	33
託児人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般相談件数	14	27	2	17	4	0	4	12	4	0	1	0	0	85
法律相談件数	3	2	0	5	1	0	5	3	2	0	1	1	0	23
貸館利用団体数	1	5	0	1	2	0	2	3	0	0	0	5	0	19
図書カード作成人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
図書貸出人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用者計	23	37	8	29	11	1	12	23	7	0	2	7	0	160

②男性育児休業取得促進

圏域内市町男性職員における育休取得率のさらなる向上のため、育休を取得した山形市役所男性職員及びその上司にインタビューを実施し、動画を作成。圏域内職員向けに配信した。

(5) 性の多様性に関する理解促進事業

①性の多様性に関する理解促進講座の開催

- ・ 市民向け（再掲）
詳細はP. 7 参照
- ・ 市職員向け

日時	場所	内容	講師	受講者
9月18日（木）	市役所 11F 大会議室	基礎知識・ケーススタディ	性的マイノリティ当事者	57所属 64名

②リーフレットによる周知啓発

③性の多様性に関する図書コーナーの充実、パネルの展示

関連図書蔵書数：114冊

④中学生を対象とした性の多様性に関する学習機会の充実（再掲）

⑤カラフルパレードへの後援、参加

(6) 職場体験学習・インターンシップ実習等受入

山形厚生看護学校…計6日 延べ16名
東北文教大学 … 1日 7名

(7) 山形市男女共同参画センター運営委員会の開催

男女共同参画センターの運営の円滑化を図るため、条例に基づき「山形市男女共同参画センター運営委員会」を設置し、運営委員会を開催した。

第1回：令和7年5月28日（水）

第2回：令和8年2月20日（金）

(8) 次期男女共同参画プラン策定に向けた取組

「第4次山形市男女共同参画プラン」の最終年度が令和8年度であることから、引き続き、男女共同参画社会の実現と社会情勢の変化に対応するために、令和9年度からの次期プランを策定に向け、アンケートとヒアリングを行った。

①アンケート

対象	期間	回答数
市民	令和7年9月1日～11月30日	368名（男性：143名 女性：225名）
市内事業所	令和7年9月1日～12月31日	102事業所

②ヒアリング

市内企業経営者・大学生・働き盛り世代など男女計8名より聴取

令和7年度 利用状況

月別			4月	5月	6月	7月	8月	9月
開館日数			29	27	30	30	30	28
(1) 貸室利用人数	月計	男	127	177	181	198	96	187
		女	497	674	808	799	321	591
	累計		370	497	627	601	225	404
			-	304	485	683	779	966
				867	1,494	2,095	2,320	2,724
利用状況 (人)	平日	男	83	130	99	87	54	120
		女	205	340	407	342	108	257
	土日	男	44	47	82	111	42	67
		女	165	157	220	259	117	147
	1日 当り	人数	17.1	25.0	26.9	26.6	10.7	21.1
(2) 講座受講者人数 (出前講座除く)	月計	男	0	0	0	10	9	4
		女	0	0	0	32	23	47
	累計		-	0	0	10	19	23
(3) 託児利用者	月計		0	0	0	0	0	0
	累計		-	0	0	0	0	0
(4) 講座回数 (出前講座除く)	月計		0	0	0	1	2	2
	累計		-	0	0	1	3	5
(5) 相談利用人数 (女性の権利110 番含む)	月計	男	8	7	11	9	8	10
		女	43	33	44	43	37	39
	累計		-	15	26	35	43	53
(6) 交流・情報 コーナー利用 人数	月計		232	227	249	288	325	282
			420	408	449	493	554	507
	累計		-	459	708	996	1,321	1,603
(7) 全館利用人数 (1)+(2)+(5)+(6)	月計	男	367	411	441	505	438	483
		女	593	704	860	862	935	701
	累計		-	778	1,219	1,724	2,162	2,645
(8) ワーク室利用	月計		3	3	1	4	1	1
	累計		-	6	7	11	12	13
(9) 職場体験学 習・インター ンシップ等受 入人数(延べ 人数)	月計		0	0	0	16	0	0
	累計		-	0	0	16	16	16
(10) 登録団体	月計	入	2	2	1	0	1	1
		退	0	0	0	0	0	0
	累計		100	102	103	103	104	105

1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	合 計
30	27	28	27	26	30	342
299 515	137 359	130 279	223 503	152 442	187 365	7,281
1,265 3,239	1,402 3,598	1,532 3,877	1,755 4,380	1,907 4,822	2,094 5,187	
4,504	5,000	5,409	6,135	6,729	7,281	
222 397	74 168	98 181	153 308	83 263	120 239	1,323
77 118	63 191	32 98	70 195	69 179	67 126	771
27.1	18.4	14.6	26.9	22.8	18.4	21.3
41 25	41 44	43 18	3 8	15 26	43 47	456
64 104	105 148	148 166	151 174	166 200	209 247	
168	253	314	325	366	456	
0	1	0	0	0	1	2
0	1	1	1	1	2	
2	4	1	1	2	3	
7	11	12	13	15	18	18
8 32	9 35	10 52	12 24	11 27	6 37	502
61 218	70 253	80 305	92 329	103 356	109 393	
279	323	385	421	459	502	
340 227	325 215	277 192	285 201	335 224	334 155	5,941
1,943 1,455	2,268 1,670	2,545 1,862	2,830 2,063	3,165 2,287	3,499 2,442	
3,398	3,938	4,407	4,893	5,452	5,941	
688 799	512 653	460 541	523 736	513 719	570 604	14,180
3,333 5,016	3,845 5,669	4,305 6,210	4,828 6,946	5,341 7,665	5,911 8,269	
8,349	9,514	10,515	11,774	13,006	14,180	
4	2	1	2	1	1	24
17	19	20	22	23	24	
0	0	7	0	0	0	
16	16	23	23	23	23	23
1 0	0 0	1 0	1 0	0 0	1 0	
106	106	107	108	108	109	
						109

資料

1 全館利用人数の推移

(人)

	貸室利用者	会議室等利用率 ※1	事業参加者 ※2	相談利用者	交流・情報コーナー 利用者	合計
H28年度	11,713	65.0%	966	464	9,984	23,127
H29年度	12,803	73.8%	991	453	10,017	24,264
H30年度	10,888	68.0%	1,060	495	10,053	22,496
R1年度	11,347	63.4%	771	537	8,009	20,664
R2年度	4,849	42.7%	777	441	1,436	7,503
R3年度	4,568	36.1%	924	390	1,332	7,214
R4年度	6,132	36.7%	978	406	1,579	9,095
R5年度	5,614	44.3%	1,827	434	3,551	11,426
R6年度	6,780	50.6%	2,119	479	5,287	14,665
R7年度	7,281	53.1%	1,706	502	5,941	15,430

※1 算出方法

H27～R4

午前(9:00～12:00)と午後(12:00～22:00)の2つに区分した時間帯において、会議室等の稼働率を算出

R5～

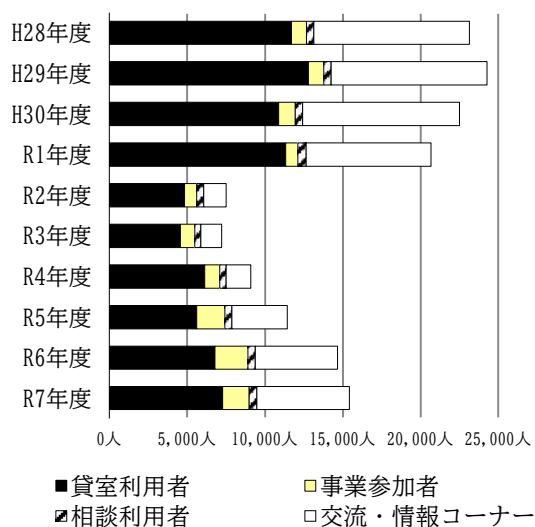
開館日における会議室、研修室1、研修室2・視聴覚室の利用状況を基に算出

※2 算出方法

R5～

女性人材育成事業参加者+自主企画講座受講者+市民企画講座受講者+出前講座受講者+託児人数

<全館利用人数>

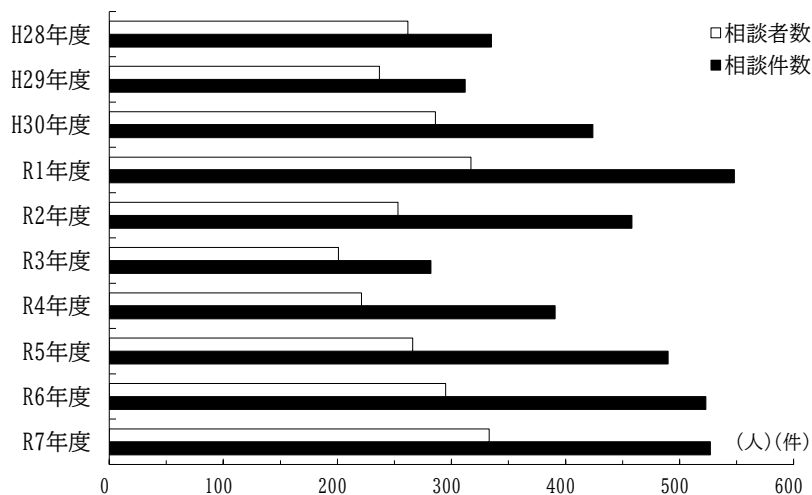


2 相談利用状況の推移

一般相談

	相談者数 (人)	相談件数 (件)
H28年度	262	335
H29年度	237	312
H30年度	286	424
R1年度	317	548
R2年度	253	458
R3年度	201	282
R4年度	221	391
R5年度	266	490
R6年度	295	523
R7年度	333	527

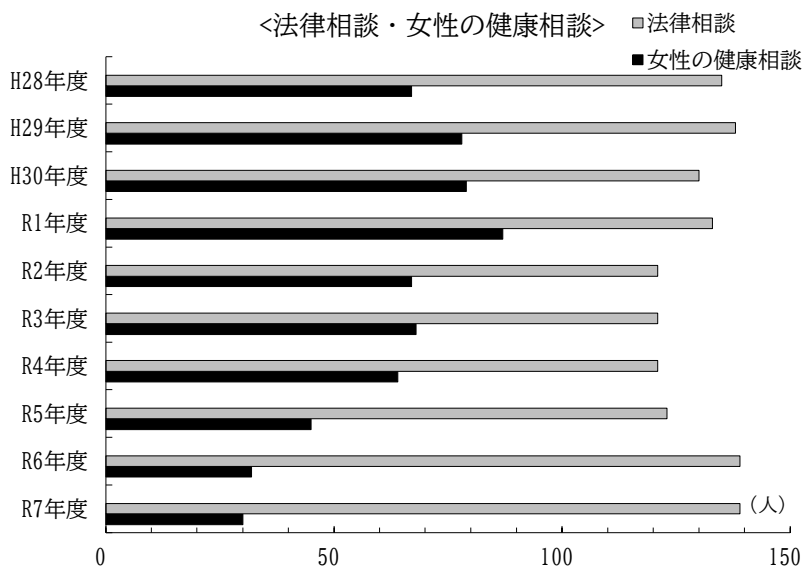
<一般相談>



法律相談・女性の健康相談

	法律相談 (人)	女性の健康 相談(人)
H28年度	135	67
H29年度	138	78
H30年度	130	79
R1年度	133	87
R2年度	121	67
R3年度	121	68
R4年度	121	64
R5年度	123	45
R6年度	139	32
R7年度	139	30

<法律相談・女性の健康相談>



※法律相談は女性の権利110番の利用者を含む。

山形市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 基本的施策等（第9条―第19条）

第3章 山形市男女共同参画審議会（第20条―第27条）

第4章 雑則（第28条）

附則

個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下、社会のあらゆる分野において、男女の人権は、互いに尊重されることが必要である。

山形市では、市民の意識調査を行いながら「いきいき山形男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に取り組んできた。

しかしながら、性別により役割を決めてしまう考え方や社会の慣習は今なお存在しており、職場や地域等の組織における政策・方針決定過程の中に女性の参画が少ない傾向にある。また、結婚後も働き続ける女性の割合が全国の中でも高いという特徴がありながら、家事や子育て、介護等家庭生活における役割の多くを女性が担っている。

こうした状況を踏まえ、少子高齢化の進展等の急激な社会経済情勢の変化に対応し、市民が安心して豊かに暮らしていくためにも、男女がさまざまな分野に共に参画し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することが重要である。

ここに、市、市民及び事業者等が連携し、誰もがいきいきと生活できる男女共同参画社会を共に創るため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2） 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） 男女が共に、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等の様々な活動について、自らが希望するバランスをとりながら展開できる状態をいう。
- （3） 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野での活動への参画に対する男女間の機会の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対して機会を積極的に提供することをいう。
- （4） 市民 市内に居住、通勤、又は通学する者をいう。
- （5） 事業者等 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- （1） 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること及びその他の人権が尊重されること。
- （2） 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し、協力し合うこと。
- （3） 男女が、市の政策及び家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における意思決

定に、社会の対等な構成員として共同して参画する機会が確保されること。

- (4) 男女が、相互の協力及び社会の支援のもと、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を保つことができること。
- (5) 男女が、それぞれの身体的な特徴について理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関して互いの意思及び決定を尊重し合いながら、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 家庭、学校並びに社会のあらゆる教育及び保育の場において、個人としての尊厳及び男女平等の意識を育む教育及び保育が行われること。
- (7) 男女共同参画の推進は、国際社会の動向と密接な関係を有することから、国際的な協調のもとに行われること。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者等並びに国及び他の地方公共団体と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画についての理解を深め、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び調査に協力するよう努めるものとする。

（事業者等の責務）

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、その活動において、男女が性別にとらわれることなく、その能力を発揮できるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者等は、その雇用する労働者が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を保つことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

3 事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び調査に協力するよう努めるものとする。

（性別による人権侵害の禁止）

第7条 何人も、次に掲げる行為により人権を侵害してはならない。

（1）性別による差別的取扱い

（2）セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）

（3）ドメスティック・バイオレンス（配偶者等の親密な関係にある者又はあった者の間で行われる身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。）

（公衆に表示する情報への配慮）

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別の違いを背景とした人権侵害を助長する表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策等

（男女共同参画計画）

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市における男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、男女共同参画計画を定め、又は変更しようとするときは、市民及び事業者等の意見を反映させるために調査等必要な措置を講ずるとともに、第20条の山形市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

（年次報告）

第10条 市長は、毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

(施策の推進体制の整備)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するものとする。

(広報活動等)

第12条 市は、基本理念について市民及び事業者等の啓発を図るため、広報活動、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(調査等)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査、研究及び情報収集を行うものとする。

(積極的格差是正措置)

第14条 市は、市民及び事業者等と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、その設置する附属機関等の委員その他の構成員を任命し、又は委嘱するに当たっては、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。

(活動等への支援)

第15条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画の推進に関して行う活動について、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(拠点施設)

第16条 市は、山形市男女共同参画センター条例（平成7年市条例第34号）第2条の規定により設置された山形市男女共同参画センターを、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び男女共同参画に関する学習の機会を提供する拠点施設として位置付けるものとする。

(性別による人権侵害の被害者等への支援)

第17条 市は、第7条各号に掲げる行為の被害者等に対し、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談への対応)

第18条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められることに関し、市民及び事業者等から相談があったときは、関係機関と連携し、適切に対応するものとする。

(苦情への対応)

第19条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民及び事業者等から苦情の申出を受けた場合は、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、次条の山形市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

第3章 山形市男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第20条 男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査審議するため、山形市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第21条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 市民及び事業者等から申出のあった苦情に係る措置に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し市長が必要と認めること。

(組織等)

第22条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公募により選出された者
- (3) 関係行政機関及び団体の代表者

3 市長は、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は会長が招集し、会長は会議の議長となる。

(意見等の聴取)

第25条 審議会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見及び説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第26条 審議会は、第21条第2号に規定する事項について調査審議するため必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 審議会は、その定めるところにより、専門部会の決定をもって審議会の決定とすることができる。

(幹事及び書記)

第27条 審議会の事務を処理するため、幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会議に出席し、意見を述べることができる。

第4章 雑則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(山形市男女共同参画推進協議会条例の廃止)

2 山形市男女共同参画推進協議会条例(平成3年市条例第6号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき定められている第2次山形市男女共同参画計画は、第9条第1項の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

4 この条例の施行の際現に第2項の規定による廃止前の山形市男女共同参画推進協議会条例第4条第2項の規定により委嘱されている山形市男女共同参画推進協議会の委員は、その任期が終了するまでの間は、それぞれ第22条第2項の規定により委嘱された審議会の委員とみなす。

(山形市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

5 山形市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年市条例第8号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

改正

平成14年12月25日条例第57号

山形市男女共同参画センター条例

題名改正〔平成14年条例57号〕

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画に関する各種の施策を展開する拠点施設の設置及び管理等について必要な事項を定め、もって男女がともにその能力を十分に発揮できる環境づくりを推進し、男女共同参画社会の形成に資することを目的とする。

一部改正〔平成14年条例57号〕

(設置、名称及び位置)

第2条 この市に前条の目的を達成するための施設を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山形市男女共同参画センター

位置 山形市城西町二丁目2番22号

一部改正〔平成14年条例57号〕

(事業)

第3条 山形市男女共同参画センター（以下「センター」という。）においては、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 講座及び研修会等の開催に関すること。
- (2) 使用者の自主的な学習活動への支援に関すること。
- (3) 個人及び団体間の交流の促進に関すること。
- (4) 情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 各種の相談に関すること。
- (6) その他第1条の目的を達成するため市長が必要と認めること。

一部改正〔平成14年条例57号〕

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、使用を許可する際に、必要な条件を付することができる。

3 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用してはならない。

一部改正〔平成14年条例57号〕

(使用の制限)

第5条 市長は、センターを使用させることが不適当と認めるときは、使用を許可せず、又は使用を許可した後であっても許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

一部改正〔平成14年条例57号〕

(原状回復の義務)

第6条 使用者は、その使用が終わったとき、又は使用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第7条 使用者は、その使用により建物又は附属設備若しくは備付けの物品を損傷又は滅失させた場合において、前条の原状回復ができないときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(運営委員会)

第8条 センターの運営の円滑化を図るため、センターに山形市男女共同参画センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、知識経験を有する者及び各種団体の代表者等のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 4 運営委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。
- 5 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

一部改正〔平成14年条例57号〕

（会議）

第9条 運営委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年2月1日から施行する。

附 則（平成14年12月25日条例第57号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の山形市女性センター条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項の規定により受けた女性センターの使用の許可（施行日以後の使用に係るものに限る。）は、改正後の第4条第1項の規定により受けたセンターの使用の許可とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第8条第2項の規定により委嘱された山形市女性センター運営委員会の委員である者は、施行日に、改正後の第8条第2項の規定により山形市男女共同参画センター運営委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

改正

平成9年6月13日規則第30号
平成15年3月20日規則第6号
平成22年7月20日規則第29号
平成24年2月10日規則第1号
平成31年3月13日規則第8号
令和2年6月26日規則第40号
令和3年3月31日規則第46号

山形市男女共同参画センター条例施行規則

題名改正〔平成15年規則6号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、山形市男女共同参画センター条例（平成7年市条例第34号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成15年規則6号〕

(休館日)

第2条 山形市男女共同参画センター（以下「センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日（次号に規定する日を除く。）

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

一部改正〔平成15年規則6号〕

(使用時間)

第3条 センターの使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

一部改正〔平成15年規則6号〕

(使用許可申請)

第4条 センター（交流コーナー及び情報コーナー等を除く。）の使用の許可を受けようとする者は、男女共同参画センター使用許可申請書（別記様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請の受付を開始する日は、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 第6条第3項に規定する男女共同参画センター登録証の交付を受けている団体 使用しようとする日（次号において「使用日」という。）の属する月の2か月前の月の初日

(2) 前号以外の団体及び個人 使用日の属する月の1か月前の月の初日

3 市長は、必要と認めるときは、前項に規定する日を変更することができる。

一部改正〔平成9年規則30号・15年6号・22年29号〕

(使用許可)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、これを受付の順に審査し、センターの使用を許可したときは、男女共同参画センター使用許可書（別記様式第2号）を交付するものとする。

一部改正〔平成15年規則6号〕

(使用団体の登録)

第6条 センターを拠点として条例第1条に掲げる目的に沿った活動を展開しようとする団体で、次に掲げる要件を満たすものは、男女共同参画センター使用団体登録台帳（以下「団体登録台帳」という。）への登録を受けることができる。

(1) 5人以上の構成員を有していること。

(2) 団体としての目的を有し、かつ計画に基づく事業を実施していること。

(3) 代表者がこの市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町若しくは大石田町に住所を有し、又はこの市に在勤若しくは在学していること。

(4) 営利を目的とする団体でないこと。

- 2 前項の登録を受けようとする団体は、男女共同参画センター使用団体登録申請書（別記様式第3号）により、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請があったときは、登録の適否を審査し、適当であると認めるときは、団体登録台帳に登録するとともに、男女共同参画センター登録証（別記様式第4号）を交付するものとする。
- 4 団体登録台帳の記載事項に変更が生じた団体は、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。
- 5 団体登録台帳への登録の期間等は、市長が別に定める。

一部改正〔平成15年規則6号・22年29号・24年1号・令和2年40号・3年46号〕

（図書等の貸出し）

第7条 センターの図書及びビデオテープの貸出しは、男女共同参画センター図書等利用者登録台帳（以下「図書等利用者登録台帳」という。）に登録された者に対して行う。

- 2 図書等利用者登録台帳への登録を受けようとする者は、男女共同参画センター図書等利用者登録申請書（別記様式第5号）により、市長に申請しなければならない。この場合においては、申請者の身分を証明するものを提示しなければならない。
- 3 図書等利用者登録台帳に登録された者に対しては、図書等貸出カード（別記様式第6号）を交付するものとする。
- 4 貸出しの数量は、原則として、図書にあっては4冊以内、ビデオテープにあっては4巻以内とする。この場合において、貸出しの期間は、原則として15日以内とする。

一部改正〔平成15年規則6号〕

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成8年2月1日から施行する。

附 則（平成9年6月13日規則第30号）

この規則は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成15年3月20日規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の山形市女性センター条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第6条第1項又は第7条第1項に規定する台帳に登録されているものは、改正後の第6条第1項又は第7条第1項に規定する台帳に登録されたものとみなす。
- 3 改正前の規則第5条、第6条第3項又は第7条第3項の規定により交付された女性センター使用許可書、女性センター登録証又は図書等貸出カードは、それぞれ改正後の第5条、第6条第3項又は第7条第3項の規定により交付された男女共同参画センター使用許可書、男女共同参画センター登録証又は図書等貸出カードとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に残存する改正前の規則の規定に基づいて作成された用紙等は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成22年7月20日規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に改正前の山形市男女共同参画センター条例施行規則（以下「旧規則」という。）第4条第1項の規定により提出された男女共同参画センター使用許可申請書及び旧規則第5条の規定により交付された男女共同参画センター使用許可書は、それぞれ改正後の山形市男女共同参画センター条例施行規則第4条第1項の規定により提出された男女共同参画センター使用許可申請書及び同規則第5条の規定により交付された男女共同参画センター使用許可書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に残存する旧規則の規定に基づき作成された男女共同参画センター使用許可申請書及び男女共同参画センター使用許可書は、当分の間、これを取り繕って使用することがで

きる。

附 則（平成24年2月10日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月13日規則第8号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に交付されたこの規則による改正前の山形市男女共同参画センター条例施行規則別記様式第6号の規定による図書等貸出カードは、改正後の別記様式第6号の規定による図書等貸出カードとみなす。

附 則（令和2年6月26日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第46号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

山形市男女共同参画センター運営委員会要項

(趣旨)

第1 この要項は、山形市男女共同参画センター条例（平成7年市条例第34号。以下「条例」という。）第8条の規定により設置された山形市男女共同参画センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2 運営委員会は、男女共同参画センター（以下「センター」という。）の運営に関する事項及び条例第3条に掲げる事項について審議するものとする。

(会議)

第3 運営委員会の会議（以下「会議」という。）を招集する必要がある場合において、委員長及び副委員長がともにないときは、市長が会議を招集し、あらかじめ市長が指名した委員がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができないものとする。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

(書面による議事の決定)

第4 第3第3項の規定にかかわらず、委員長（第3第1項の規定に該当する場合にあっては、市長。以下この項において同じ。）は、次に掲げる事由に該当する場合には、会議における議決に代えて、委員長が書面により委員の意見を徴し、又は議事に対する可否を問い、それに対して委員が可否を表明する方法をもって議事を決定することができる。

(1) 緊急に議決を要する場合において、会議を招集する時間的余裕がないとき。

(2) 災害の発生、感染症のまん延等により、会議を開催することが合理的でないと認められる場合。

2 第3第3項の規定は、前項の規定により議事を決定する場合について準用する。この場合において、第3第3項中「出席委員」とあるのは「委員」と、「議長」とあるのは「委員長（第1項の規定に該当する場合にあっては、市長）」と読み替えるものとする。

(委任)

第5 この要項に定めるもののほか、運営委員会の運営について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要項は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年2月1日から施行する。

山形市男女共同参画センター運営委員会委員名簿

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

選出分野／役職		氏名	所属
知識経験を有する者	委員長	佐藤 慎也	山形大学教授
		山科 典子	山形市小学校長会 (蔵王第二小学校校長)
各種団体の代表者等		阿部 由希	Women's Campus 山形 1期生 ファース大学 第12期修了生
		五十嵐 健裕	やまがたイグメン共和国 大統領
		川合 芳光	山形商工会議所 理事
		関原 あずみ	Women's Campus 山形 2期生
		佐藤 知恵	ファース使用登録団体 (ガールスカウト山形県連盟 山形市協議会 監事)
		高瀬 謙治	社会福祉法人山形市社会福祉協議会 常務理事
		中嶋 愛	ファース使用登録団体 (山形ママコミュニティ mama*jam 副代表)
		長尾 景子	山形市行政書士会山形支部
	副委員長	横尾 峰子	山形市女性団体連絡協議会

※令和8年3月31日現在

年報・ファースト 令和7年度

発行日：2026年5月

編集・発行：山形市男女共同参画センター

〒990-0832

山形県山形市城西町二丁目2番22号

TEL 023-645-8077

FAX 023-645-8055

Email fala@city.yamagata-yamagata.lg.jp

山形市公共施設予約システムの運用開始について

1. 山形市公共施設予約システムの概要

施設利用者の利便性向上及び手続きのオンライン化を推進するため、貸出しを行っている公共施設において、利用者がオンライン上で施設予約を行うことができるシステムです。

2. 男女共同参画センターにおける運用について

(1) オンライン予約の受付対象

- 男女共同参画センターに登録している団体のみ
- 予約可能な区分は通常予約のみ
(利用日の2か月先まで予約可能。例：6月1日の場合は8月末まで)
- 特別申請、自治体利用、登録団体以外の利用申請については、利用要件の確認が必要であるため、従来どおり来館又は電話にて対応

(2) オンライン予約システムの受付開始日

- 令和8年6月1日（月）から開始
※オンライン予約を利用する際は、事前に予約システムへ団体情報の登録が必要となります。

3. 現在の登録状況

- 登録団体数 112団体（令和8年5月28日現在）
- うちオンライン予約登録済団体 19団体

令和8年度事業計画（案）について

山形市では、令和4年2月に「男女共同参画のまち山形」の実現をめざし、第4次山形市男女共同参画計画「いきいき山形男女共同参画プラン」（計画期間：令和4年度～令和8年度）を策定しました。

男女共同参画センターでは、このプランに基づいて、8つの事業を展開し、それら事業や活動を通して市民に対し情報の提供を行なうとともに男女共同参画意識の啓発を推進します。

また、男女共同参画のまちづくりに向け自主的に活動する団体グループの活動拠点施設として、団体の育成と相互交流を支援しながら、市民とともに計画を推進します。

なお、山形連携中枢都市圏連携事業により、村山地域の7市7町による広域活用により圏域全体において、男女共同参画意識の高揚に向けた啓発の充実を図ります。

男女共同参画センターで実施する8つの事業

1. 公民連携による女性人材育成事業 2. 学習事業 3. 男女共同参画宣言都市事業
4. 広報事業 5. 市民活動支援事業 6. 相談事業 7. 情報収集提供事業 8. 交流事業

1 公民連携による女性人材育成事業【拡充】

(1) 山形市女性人材育成事業「女性活躍推進に係る伴走型支援業務（新規）」

市内企業を対象に、女性活躍推進に関する課題に対し、専門的な知識やノウハウを用いて課題解決の助言や戦略立案、実行支援を実施（想定1社）

(2) 女性リーダー育成事業

リーダーとしての資質・マネジメント能力向上プログラム

(3) 若年女性地元定着促進事業

女子高校生を対象とした地域課題解決の探究型プログラム

(4) 女性活躍推進プロジェクト支援事業

女性活躍など、地域課題の解決を目指す活動に対する支援

2 学習事業【継続】

(1) 自主企画講座

講座区分	講座内容（予定）	対象	講師
DV防止	相談への抵抗をできるだけ減らすために	男女	カウンセラー
男女共同参画週間 ／ 女性学	世界における女性活躍推進の取組と課題	男女	元国連機関職員 宮負 こう氏
イクメン・イクジ イ	こどもと一緒に体を動かそう	父親と子（祖父と孫）	フィットネストレーナー
	親子でかけっこや体操等、子どもの可能性を広げるスポーツ	父親と子（祖父と孫）	市職員
	スクラッチで学ぶ初めての親子プログラミング（2回シリーズ）	父親と子（祖父と孫）	未定
	未定	父親と子（祖父と孫）	未定
健康	デスクワークの合間の短時間で手軽にできるストレッチ	男女	パーソナルフィットネストレーナー
	ストレスマネジメントの方法 ヨガを通し有効な対処方法を体験する。	男女	ヨガインストラクター
	甘酒の効能、作り方などを習得する	男女	市内飲食店店主
	スポーツに取り組む小中高生向けに、疲労回復・怪我防止等のための食事と栄養の知識を身につける。	男女	未定
性の多様性	山形県「ユースリーダー」からのメッセージ	男女	山形県「ユースリーダー」
男女共同参画	コーヒーを学ぶ	男女	コーヒーインストラクター
防災	非常用持ち出し袋の中身、非常食について考える	男女	災害時応援協定締結企業
	外出先での火災予防 家での火災予防	男女	一般社団法人
DX	SNS活用セミナー（女性人材バンク研修会を兼ねる）	男女	市内情報通信業者
ジェンダー平等	未定	男女	山形大学 勝俣 栄政 准教授

(2) 出前講座

- ・小・中学生向け出前講座（いのちの学習） 10校で実施
第三小、第五小、明治小、高瀬小、桜田小、宮浦小
第五中、第八中、第十中、金井中
- ・企業・事業所向け出前講座
募集期間：4月1日～12月26日
実施予定：10社・団体（参考：5/20現在 4社・1団体より申込有）

3 男女共同参画宣言都市事業【継続】

(1) 「男女共同参画週間（6月23日～29日）」関連事業

- ・啓発パネルの展示（山形市役所1階エントランスホール）

(2) 男女共同参画に関する一行詩

- ・8月以降募集を開始し、原則、応募作品すべてをホームページ等で周知予定
- ・表彰式開催・副賞贈呈なし
- ・令和8年度をもって終了

4 広報事業【継続】

(1) 情報紙ファアラの発行

男女共同参画に関する啓発・情報提供、自主企画講座の周知・報告を目的とした男女共同参画情報紙「ファアラ」（年1回）を発行（令和8年度から紙媒体からデジタル媒体に変更）

(2) 市公式ホームページ等による広報

- ・各種事業やお知らせを市公式ホームページや広報やまがた等に随時掲載
- ・Instagram随時更新 ----->



5 市民活動支援事業【継続】

(1) 貸館事業

男女共同参画のまちづくりを目指し、自主的に活動する団体へ無料で貸室を実施

(2) Women's Campus 山形参加者による活動への支援

6 相談事業【継続】

- ・専門の相談員を配置

相談名	実施日	相談員
一般相談（予約制）	休館日を除く毎日 （9時～19時、曜日により異なる）	女性カウンセラー
法律相談（予約制）	月3回 （第2～4水曜日 午後4時～6時）	山形県弁護士会所属 弁護士
女性の健康相談 （思春期から更年期まで）	随時	助産師

7 情報収集提供事業【継続】

図書及び他市等の取組みなどの情報資料を収集し、市民へ提供
情報コーナーでは、閲覧の場所や学習スペースを提供し、更に図書等の貸出しも実施

8 交流事業【継続】

市民や小グループが打合せや話し合いの場として、交流コーナーを自由に使用できるよう
開放

9 その他

(1) 小・中学生向け男女共同参画学習資料の配付【継続】

小学1年生、4年生、中学1年生を対象に、学習資料「きらりかがやいて」を市内全小・
中学校に配付

(2) DV防止及び支援対策【継続】

DV防止啓発パネルの展示等

(3) 生理用品配付事業【継続】

経済的な理由などで生理用品の購入が困難な方に、申出により無償配布

(4) 連携中枢都市圏連携事業【拡充】

- ・育児休業を取得した市男性職員及びその上司等のインタビュー動画の作成、圏域内市町ホームページ等で周知
- ・圏域内企業の男性社員及びその上司のインタビュー動画の作成、圏域内市町ホームページ等で周知

(5) 性の多様性に関する理解促進事業【継続】

性の多様性に関する理解促進講座の開催等

(6) 職場体験学習・インターンシップ受入【継続】

(7) 山形市男女共同参画センター運営委員会の開催

年2回開催予定

(8) 次期男女共同参画プラン策定に向けた取り組み

令和9年2月に次期プラン策定予定

(9) ファーラ開館30周年